

## 『来年度税制改正の行方 103万円の壁等議論活発化』

来年度の税制改正に向けた議論が本格化するなか、報道では特に「年収103万円の壁」の見直し、ガソリン減税、住宅ローン減税などが焦点、と伝えている。「年収103万円の壁」とは、給与所得控除と基礎控除を合わせた103万円を超えると所得税が発生する仕組み。新たな経済対策ではこの壁を引き上げることが明記された。国民民主党は控除額を178万円まで引き上げると提案しているが、これにより税収が7~8兆円減少するとされ、地方税の税収も1割減等影響があるとするなか、基準を最低賃金から物価の上昇率とする検討や特定扶養控除の見直しも議論されている。ガソリン税は「揮発油税」と「地方揮発油税」を合わせたもので、1リットルあたり53.8円が課されているが、国民民主はこのうち当分の間とされている25.1円の上乗せ分の撤廃や「トリガー条項」の凍結解除を求めている。住宅ローン減税について国交省は、子育て世帯などの従来の水準維持の措置を来年まで延長するよう求めている。その他iDeCoの掛け金限度額を引き上げや、退職金への課税について、転職者が増える現状を踏まえた見直しが検討されている。中小企業関連では、軽減税率や設備投資に対する税負担軽減措置の継続および、要件の厳格化も議論されている。



## 『令和7年度給与支払報告書で 注意すべき記載事項2つ』

年末調整が終わった後、給与支払報告書を作成する。今回は定額減税も行うため、この報告書の摘要欄には定額減税についても書かなくてはならない。定額減税に関する記載事項は3つあるが、このうち2つは特に注意が必要だ。

1つは「控除外額」である。年末調整後の所得税額から控除しきれなかった定額減税額がある場合、控除しきれなかった金額とともに記載する。これを書かないと、所得者本人に追加給付がある場合、令和7年以降に受け取れない。

2つ目は「非控除対象配偶者減税有」だ。これは配偶者控除の対象にならない同一生計配偶者がいるときに書く。つまり合計所得金額が1000万円超1805万円以下の所得者に専業主婦や103万円以下のパート主婦などの配偶者がいるときに必要だ。配偶者控除できない配偶者分の定額減税だけは令和7年度の住民税で1万円分が控除される。だから記載が必要だ。

「定額減税は令和6年1年ポッキリ」の印象が強いが実際はそうではない。今の所得税・住民税が複雑であるため、急ごしらえの定額減税に対応しきれなかったのだ。現実には令和7年以降の対応も必要となる。政治家の先生方には税制の複雑さを理解した上で政策立案してほしいところだ。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)